

資料6-3 安全装置等の性能評価・認定の現状と認定化の影響（概要）

- 安全装置等の大臣認定制度での審査を進めるに当たっては、事業者側に性能評価・認定手続きに関する負担を強いることをかんがみ、既存の認定・評価制度を活用し、移行期間や優先順位を考慮したうえで、認定の枠組みを検討して行く必要があると考えられる。

【各安全装置等の審査を全て大臣認定制度で対応とした場合の影響】

① 全ての機種で新たな性能評価・認定を実施する必要はないと考えられるもの

- ・戸開走行保護装置に係る性能評価・認定の枠組みで現行審査をしているもの
 - 戸開走行保護装置(特定距離感知装置・安全制御プログラム)
 - 待機ブレーキ、常時作動型二重ブレーキの構造・制動能力
 - かごの開閉の感知装置

② 大手メーカーの機種であれば、既存の任意評価をベースに一定の対応が可能と考えられるもの (国土交通大臣認定の手続きはほとんどの場合必要)

- ・大手メーカーの機種において、(財)日本建築設備・昇降機センターの自主評定で審査しているもの(ただし、評価内容については精査する必要あり)
 - 調速機・非常止め装置・緩衝器

③ ほとんどの機種で新たに性能評価を実施する必要があるもの (国土交通大臣認定の手続きもほとんどの場合必要)

- ・性能評価の枠組みはある(法第129条の8第2項)が、多くの機種で性能評価を取得していないもの
 - 調節装置(かごの開閉の感知装置を除く)
 - 床合わせ補正装置
 - ブレーキの保持能力

④ 新たに性能評価の方法を検討する必要があるもの(※特に主事等による判断等について配慮を要するものを抜粋)

- ・性能評価に基づく認定が実態としてされていないもの又は認定の枠組みが存在せず、性能評価の方法から議論すべきもの
 - 地震時管制運転装置
 - 過荷重検知装置
 - リミットスイッチ

等